



元文科高第 776 号  
令和元年 12 月 16 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 国 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿  
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 認 証 評 価 機 関 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な  
細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに  
際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 28  
号）」（以下「改正細目省令」という。）が令和元年 12 月 16 日に公布され、一部の  
規定は令和 2 年 4 月 1 日から、それ以外の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行されるこ  
ととなりました。

この改正は、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）」に  
おいて、認証評価の方法について認証評価機関に新たに大学評価基準に適合している  
か否かの認定を行うことを義務付けたことに伴い、認証評価を実施する際に求める内  
容について整理するとともに、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する  
法律（平成 14 年法律第 139 号）」（以下「連携法」という。）の改正が行われたこ  
とを踏まえ、「専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）」（以下「設  
置基準」という。）が改正されたことに伴い、必要な整備を行うものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第1 認証評価において大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられたことに伴う改正

#### 1 改正の概要

##### (1) 認証評価機関におけるフォローアップの対象の明確化

認証評価機関は、認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じて評価を行うよう努めることとされているが、その対象に、学校教育法第109条第6項に規定する適合認定（以下単に「適合認定」という。）を受けられなかった大学が含まれることを明確化すること。その際に確認する内容は、改善が必要とされた事項に限ること。（第1条第1項第5号）

##### (2) 法科大学院に係る認証評価に関する規定の削除

全ての認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられたこと及び連携法の改正が行われたことに伴い、法科大学院に係る認証評価における個別の規定を削除すること。

#### 2 留意事項

(1) 高等専門学校の研究等の総合的な状況に係る認証評価（以下「機関別評価」という。）においては、従前、大学の機関別評価の内容を準用していることから、第1の1の(1)の内容についても、同様に準用すること。

(2) 認証評価機関に努力義務として課している第1条第1項第5号に基づく再度の評価（以下単に「再度の評価」という。）は、改善が必要とされた事項について確認し、その状況の可否について判断することが求められること。

(3) 特に、適合認定を受けられない事由となった改善が必要とされる事項の再度の評価については、大学等の教育研究等の状況を社会に分かりやすく示す観点から、適合認定を受けられなかった学校教育法第109条第2項又は第3項に基づく認証評価（以下「本評価」という。）の結果と合わせて、大学評価基準に適合しているか否かの認定を改めて行うことが望まれること。

(4) 再度の評価は、大学における認証評価の結果を踏まえた自主的・自律的な改善に対して、認証評価機関として実施する認証評価の一部として位置付けられるものであり、本評価とは区別されるものであるため、再度の評価を受審した年度は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間の

起算の年度とはならないこと。

- (5) 再度の評価は認証評価の一部として位置付けられるものであるため、学校教育法第110条第4項に基づく結果の通知・公表等については、評価の透明性を確保しつつ、大学等の質の向上を図る趣旨に鑑み、本評価に準じて取り扱われることが望まれること。

### 3 施行期日

改正細目省令のうち、第1の内容に関するものは令和2年4月1日から施行するものとする。

## 第2 連携法改正を踏まえた設置基準の改正に伴う改正

### 1 改正の概要

- (1) 教育活動等の状況に係る情報の提供に関することについて、連携法第5条を踏まえ、設置基準第20条の7（新設）において情報の公表が新たに規定されたことに伴い、現在「情報の提供」とされているところを「情報の公表」に改正するとともに、規定順をリに変更すること。（第4条第1項第1号リ）
- (2) 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関することについて、連携法第4条を踏まえ、設置基準第20条において学識等を涵養<sup>かん</sup>するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかを、適確かつ客観的に評価し、判定することが規定されたことに伴い、現在「評価」とされているところを「評価及び判定」に改正するとともに、規定順をイに変更すること。（第4条第1項第1号イ）
- (3) 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関することについて、連携法第4条を踏まえ、設置基準第20条の2及び第20条の3において開設すべき科目を規定するとともに、「段階的かつ体系的な教育課程」を編成する旨が規定されたことに伴い、現在「体系的な教育課程」とされているところを「段階的かつ体系的な教育課程」と改正するとともに、規定順をニに変更すること。（第4条第1項第1号ニ）
- (4) 授業の方法に関することについて、連携法第4条において涵養<sup>かん</sup>すべき学識及び能力並びに素養が規定されたことに伴い、現在「授業の方法」とされているところを「学識及び能力並びに素養<sup>かん</sup>を涵養するための授業の方法に関すること」と改正し、授業方法の改善を通じて学識等の涵養<sup>かん</sup>を目的とすることを明示的に規定するとともに、規定順をへに変更すること。（第4条第1項第1号へ）
- (5) 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関することについて、設置基準第20条の6において連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養について厳格かつ客観的に評価及び修了の認定を行うことが規定されたことに伴い、現在「評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保」とされているところを、趣旨は変えずに「厳格かつ客観的な評価及び修了

の認定」と改正するとともに、規定順をトに変更すること。（第4条第1項第1号ト）

- (6) 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関することについて、現在告示において規定されている年間の履修登録単位数の上限について、連携法第6条を踏まえ、設置基準第20条の8（新設）において連携法曹基礎課程を修了した者等について年間の履修登録の上限単位数を引き上げることを可能とすることを規定することに伴い、現状各大学評価基準においては年間の上限のみを規定していることや、学期制が多様である現在においては学期の上限を各々定める必要性が高くないことなどから、現在「一年間又は一学期」とされているところを「一年間」と改正すること。（第4条第1項第1号ヌ）
- (7) 専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定に関することについて、連携法第6条を踏まえ、設置基準第22条第1項に規定する入学前既修得単位の認定及び第25条第1項に規定する法学既修者の認定において、連携法曹基礎課程を修了した者等について上限単位数を引き上げることを可能とすることを規定することに伴い、現在の既修者認定に加えて、入学前の既修得単位等の認定についても併せて規定すること。（第4条第1項第1号ル）
- (8) 連携法第4条を踏まえ、設置基準第23条において修了認定において必要な単位数を規定することに伴い、「課程の修了要件に関すること。」を新たに規定すること。（第4条第1項第1号ヲ）
- (9) 連携法第12条第2項を踏まえ、認定法曹養成連携協定の実効性を担保するため、協定において認定連携法科大学院が協力等を約した事項の実施状況に関することを新たに規定すること。（第4条第1項第1号タ）

## 2 留意事項

- (1) 下記①～⑦をはじめ「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（令和元年10月31日元文科高第623号高等教育局長通知。以下「施行通知」という。）については、認証評価において引き続き留意すること。

① 第1条第5号に関して、施行通知の連携法に係る留意事項（5）において、「第6条第3項第1号における「学校教育法第109条第6項に規定する適合認定を受けていること」という要件については、適合認定を受けられなかった法科大学院が、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号。以下、「細目省令」という。）第4条第1項第3号に基づく再度の評価によって大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けていることを含むものとする。」とされていること。なお、「第4条第1項第3号」の部分については、改正後は「第1条第5号」となること。

- ② 第4条第1項第1号ハに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項①において、「細目省令第4条第1項第1号ニ「入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理」と規定されているところであるが、これは、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性及び能力を有していない場合も、定員充足率を確保する観点で入学を認めるべきものでないことは当然であり、…同時に、…「入学定員充足率50%、入学者数10名を下回っている場合には、…法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しても、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているか」については、認証評価における重点的な評価対象となるだけでなく、引き続き各法科大学院においても自ら判断すべき事項であること。」とされていること。なお、「第4条第1項第1号ニ」の部分については、改正後は「第4条第1項第1号ハ」となること。
- ③ 第4条第1項第1号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項②において、「専門職大学院告示第4条第2項において「学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする」とされ、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（平成15年3月31日15文科高第162号文部科学事務次官通知）において「例えば法律基本科目など特定の分野の科目に過度に偏ることがないように配慮することが求められるもの」とされている点は、今回、（設置基準）第23条第2号において、各科目群について、学生が修得すべき単位数を定めていることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。」とされていること。
- ④ 第4条第1項第1号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項③において、設置基準第20条の3第2項について、「基礎科目は「連携法第4条第1号に規定する専門的学識…を涵養するための教育を行う科目」、応用科目は「同条第2号に規定する応用能力…を涵養するための教育を行う科目」とそれぞれ規定されているが、この定義は主に当該学識や能力を涵養することを目的とする場合の分類であり、実際は同一の科目で当該学識及び能力の両方を涵養する場面も想定されることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。」とされていること。
- ⑤ 第4条第1項第1号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項④において、設置基準第20条の3第4項について、「「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」がそれぞれ何単位必要であるかは、各法科大学院が定めるべきことであり、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。」とされていること。
- ⑥ 第4条第1項第1号ホに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項⑤において、「第20条の4第2項における「50人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」と認められる場

合は、この限りではない。」とは、改正前の専門職大学院告示第5条第2項における「50人を標準として行うものとする」と上限については同義である」とされていること。

- ⑦ 第4条第1項第1号へに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項⑥において、「第20条の5における「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない」とは、例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきものであること。…司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材に使われることをのみもって受験指導に偏った指導であると判断することは適当ではなく、むしろ論述の能力等を涵養する上で適切な教材となり得るものであれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導等を行うことも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導に当たらない限りで積極的に行われるべきものであること。…少人数指導や授業方法の工夫は、飽くまで法科大学院において「学識及び能力並びに素養」を涵養するために行われるものであり、認証評価においても当該目的に留意して行うこと。」とされていること。
- (2) 第4条第1項第1号リに関して、法科大学院における情報の公表について定める設置基準第20条の7第6号は令和4年4月1日から、同条第7号は令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、認証評価においても遺漏なく対応すること。
- (3) 第4条第1項第1号ヌ及びルに関して、法科大学院の履修科目の登録の上限について定める設置基準第20条の8、入学前の既修得単位の認定について定める第22条及び法学既修者について定める第25条の関連する改正部分は、令和4年4月以後において在籍する学生に適用されることを踏まえ、各法科大学院においては前年度より適切に対応すること。
- (4) 第4条第1項第1号ヲに関して、法科大学院の課程の修了要件について定める設置基準第23条第2号各号においてそれぞれの単位数としているのは、本改正について諮問した中央教育審議会における議論を踏まえ、一律の修了要件としては最低限を規定した上で各法科大学院に委ねる趣旨であり、認証評価においても当該趣旨に留意して行うこと。

### 3 施行期日

改正細目省令のうち、第2の内容に関するものは令和4年4月1日から施行するものとする。

## 添付資料

【別添】学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

### 【問合せ先】

- 学校教育法の改正に伴う改正関係  
高等教育局高等教育企画課企画係  
電話：03-5253-4111（内線 2484）
  
- 連携法等の改正に伴う改正関係  
高等教育局専門教育課専門職大学院室  
電話：03-5253-4111（内線 3349）



○文部科学省令第二十八号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 [略]</p> <p>五 法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>イ 「号の細分を削る。」</p> <p>イ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定に関すること。</p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ [略]</p> <p>ニ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ホ [略]</p> <p>ヘ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号。以下この号及び次号において「連携法」という。)第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法に関すること。</p>	<p>(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 [略]</p> <p>五 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>イ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ [略]</p> <p>ニ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p> <p>ホ [略]</p> <p>ヘ 授業の方法に関すること。</p>

<p>ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。</p> <p>チ 「略」</p> <p>リ 教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</p> <p>ヌ 学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。</p> <p>ル 専門職大学院設置基準第二十二條第一項の規定による単位の認定及び同令第二十五條第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。</p> <p>ロ 課程の修了要件に関すること。</p> <p>ワ 教育上必要な施設及び設備（カ）に掲げるものを除く。）に関すること。</p> <p>カ・ヨ 「略」</p> <p>タ 連携法第六條第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二條第二項に規定する実施状況に関すること。</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が連携法第二條に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四條に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。</p> <p>リ 「略」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。</p> <p>ル 専門職大学院設置基準第二十五條第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ワ 教育上必要な施設及び設備（カ）に掲げるものを除く。）に関すること。</p> <p>ワ・カ 「略」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二條に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五條第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 「略」</p>
--	--

## 附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定（同号中「評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるもの」を「評価するもの」に改める部分を除く。）は、令和四年四月一日から施行する。